

## 共同受電事業廃止に伴う移管作業説明会について

平成29年1月17日(火)13:30から組合2階会議室において、標記説明会を行いました。  
今回の説明会は、平成29年度移管予定需要家が対象でしたが、36名の方々に参加していただきました。

☆ まず、組合事務局より別紙移管作業フローにより、説明が行われました。

主な説明ポイントは以下のとおりです。

- 各需要家の電気設備について2月下旬より調査を実施、3月末までに判定を行う。
  - ・ 調査判定は、南九州電設に組合が委託し、費用については組合が負担する。
  - ・ 判定は、A, B, Cの3段階である。Aは改修工事の必要なし、Bは一部改修工事必要、Cは抜本的な改修工事必要の判定であり、B及びCについては各需要家の費用負担で九電移管工事までに改修工事を行うことが必要。
  - ・ 同一敷地に複数ある事業所は柵、フェンス工事を実施しないと単独供給ができない。
- 各需要家毎に九電へ使用申込書を電気工務店を通じて4月末までに提出する。
- 移管工事は、九電担当区域は、7月以降、NTT担当区域は10月以降の予定である。
  - ・ 仮設工事及び電柱撤去は組合施工、電柱設置は九電およびNTT施工、電気設備工事は九電施工
- 移管作業中、最低2回は停電が発生する。
  - ・ 仮設工事切替時及び九電への切替時
  - ・ 無停電工事を希望される需要家は自己負担となる。
- 各需要家の担当者名を組合へ2月26日までに通知すること。

☆ 説明終了後、質疑応答がなされました。

(Q) 調査判定は、どのような結果か

(A) 高圧に関しては、ほとんどがA判定であるが、低圧についてはBが多く、古い施設の場合はC判定が多くなる。

(Q) 電柱設置場所の土地契約はどうなるのか。

(A) 土地の所有者と九電・NTTが直接契約し、契約額が支払われる。

(Q) 停電の時間、時期はどのくらいか。

(A) 工事内容によって異なり、現時点で正確なことは言えない。休日や夜間等も含めて検討する。

(Q) 無停電工事の場合の費用はどのくらいか。

(A) 工事内容、容量等により異なる。

(Q) 太陽光の契約はどうなるのか。

(A) 九電と直接契約することになり、九電への太陽光申込書が必要となる。